



# **国際連携の推進状況について**

# 「スパム対策の協力に関する多国間MOU（覚書）」の概要

＜2005年4月27日公表、近日中に正式締結予定＞

## 締結機関

豪通信庁（ACA）、韓国情報セキュリティ庁（KISA）、中国インターネットソサエティ等、アジア太平洋諸国10カ国／地域から12機関が創立メンバーとして参加

日本で初めて締結されたスパム対策MOU（日本からは、総務省及び経済産業省が参加）

## 目的

- ・ 締結国から発信されるスパム、及び締結国民が受信するスパムをできる限り減少させる
- ・ 締結国の法令に準拠し、相互利益に資する範囲で、スパムに関する緊密な協力と情報の交換を推進する

## 協力範囲

- ・ 反スパム規制の確立と執行のための政策と戦略に関する情報の交換
- ・ スパム問題に対する技術的、教育的解決策に関する情報の交換
- ・ 規制政策の効果的利用と執行のサポートに関する戦略と情報の交換
- ・ 他国／地域に関する情報の交換
- ・ 協力形態としては、情報交換チャンネルの確立、相互派遣・訪問、産業界と政府との連携の奨励、をとる

## その他

- ・ 協力に関して責任を負う代表者を指名する
- ・ その他、国内法や国際的取り決めの範囲内で活動を行う旨、法改正を行った場合の連絡、秘密情報の取扱い、紛争の解決、協力期間（原則5年間）等について規定

# 多国間MoU調印機関一覧

国名・地域	機関名
日本	総務省(MIC)
	経済産業省(METI)
オーストラリア	通信庁(ACA)
韓国	情報セキュリティ庁(KISA)
中国	インターネットソサエティ(ISC)
香港	貿易工業情報科学技術局(CITB)
台湾	コンピュータ危機応答チーム／コーディネーションセンター (TAIWAN-CERT)
フィリピン	国家コンピュータセンター(NCC)
	コンピュータ危機応答チーム(PH-CERT)
マレーシア	通信マルチメディア委員会(MCMC)
タイ王国	情報通信技術省(MICT)
ニュージーランド	経済開発省(MED)

# 「アセアン通信規制庁アンチスパムワークショップ」について

## 1 日程・場所

平成17年（2005年）5月3日～4日      サイバージャヤ（マレーシア）

## 2 主催等

主催：マレーシア通信マルチメディア委員会（MCMC）

## 3 参加機関

アセアン各国（マレーシア、シンガポール、インドネシア、タイ、ブルネイ等）政府機関及びISP等、豪州（ACA）、米国（FTC）、OECD、ITU、APEC、マイクロソフト、日本（総務省総合通信基盤局消費者行政課渋谷課長補佐）

## 4 開催目的

先進諸国及び国際機関により採用されている迷惑メール対策を聴取等することにより、アセアン諸国における今後の迷惑メール対策に活かす。  
（翌5月5日にアセアン諸国のみで会合を開催）

## 5 会合概要

### (1) 会議の構成等

各国政府及びISP等、国際機関の代表者によるスピーチが行われ、各日最後のパネルディスカッションで総括。主なテーマは以下のとおり。

- ・ アセアン諸国の反スパム規制（マレーシア）
- ・ 技術的解決策（シンガポール）
- ・ オプトイン規制（オーストラリア）
- ・ オプトアウト規制（米国）
- ・ マイクロソフトの戦略
- ・ 日本／OECD／ITUの戦略
- ・ 国際協調、情報共有、執行活動（パネル）
- ・ 反スパム規制の枠組み（パネル）

### (2) 総務省の対応

- “Japan’s strategy to combat spam”と題し、日本の迷惑メールの状況及び対策を説明（モバイルスパムが多い、出会い系サイトが多いといった我が国の特徴とともに、研究会での議論、法改正の動き等を紹介）
- 2度のパネルディスカッションに参加し、以下のような発言を行った
  - ・ 日本は最近アジア諸国とスパム対策MOUをはじめて合意したが、今後、米英豪MOUのようにより具体的な国際連携を目指していきたい
  - ・ 法律の制定が民間事業者の自主規制を促すことにもつながることを認識すべき

# 「スパムゾンビ対策プロジェクト」について

- 全世界のISPに対し、スパムゾンビの脅威・対策等に言及した注意喚起レター（メール）を発出するもの
- 25ヶ国34政府機関（今後増加する予定）を代表して、米国FTCが実施（日本からは総務省及び経済産業省が参加）
- 平成17年5月24日（火）から順次実施
- 平成16年10月に世界各国のスパム対策法執行機関等が合意した「ロンドン・アクション・プラン（LAP）」に基づく取組
- 対策として、25番ポートブロック、流量制限規制、感染防止方法等に関するユーザへのアドバイス、等を列挙（一部の対策については、実施に当たり電気通信事業法との関係を整理する必要）
- 今後、スパムゾンビへの感染が疑われるIPアドレスの管理者への個別の注意喚起レターが発出される予定